

顧問契約のご案内



弁護士法人グリーンリーフ法律事務所
EXPERTS
埼玉弁護士会所属

グリーンリーフ法律事務所のサービス

業種ごとに担当者を決定

当事務所では、顧問会社様の業種ごとに担当者を決定し、その弁護士が業種に精通することを目指しています。



製造



不動産



建築・土木



運送・物流



自動車販売
レンタル



IT



介護・医療



小売・卸売業



教育



コンサルティング



広告・宣伝



産業廃棄物処理



その他

企業で問題になる法律に対応

企業法務を行う場合、個人の分野で問題になる法律以外の知識が必要になります。

これらの法律は弁護士にとって不慣れなものも多いですが、当事務所ではこれらの法律ごとに担当者を決め、すぐに回答できるようにしています。



労働基準法など
労働関係



下請法



知的財産権
不正競争防止法



独占禁止法



会社法



セクハラ・パワハラ



ネット上の
誹謗中傷



不動産法



入管法



個人情報保護法



消費者法



景品表示法



廃掃法



薬機法



事業承継



民事信託



その他
企業特有の法律

スピーディーな回答

当事務所は「**収支共同※**」の為、特定の弁護士ではなく、グリーンリーフ法律事務所という弁護士法人と顧問契約を締結します。これにともなって、いつ電話しても、弁護士がいないという状態は当事務所にはありません。



翌日に回答
※土日祝祭日は除く



担当弁護士が不在の場合でも他の弁護士が回答

※複数の弁護士が在籍する法律事務所のほとんどが「**経費共同**」の形をとっています。「経費共同」の法律事務所では、それぞれ独立した弁護士が、経費だけを分担し合います。そのほうが経費の節約になるからです。ただ、この形だと弁護士が協力し合うことは少なくなります。当事務所のような「**収支共同**」の法律事務所は、弁護士の売り上げを事務所に集め、そこから経費を支払い、弁護士には給料とボーナスを支払います。この形だと事務所のマネジメントは大変ですが、弁護士が協力し合うことができます。

主な取り扱い内容



契約書等チェック



労働問題



不動産法



下請法



知的財産権
不正競争防止法



個人情報保護法



会社法



入管法



セクハラ・パワハラ



ネット上の
誹謗中傷



会社整理(破産)



消費者法

顧問契約 選べる3つのコース

詳しくはこちらをご覧ください



	ビジネスコース 月額3万円 <small>(税別)</small>	プレミアムコース 月額5万円 <small>(税別)</small>	プラチナコース 月額10万円 <small>(税別)</small>
法律相談	○ 年間36回まで	○ 年間60回まで	○ 年間120回まで
契約書チェック・作成 (英文契約書を含む)	契約書チェック 日本語3回分・英文5回分	契約書チェック 日本語3回分・英文5回分	契約書チェック 日本語3回分・英文5回分
弁護士名の 内容証明郵便	法律相談5回分	法律相談5回分	法律相談5回分
従業員の法律相談	○	○	○
セミナー開催	法律相談7回分	年間1回	年間2回
セミナーご招待	○	○	○
メールマガジン送付	○	○	○
弁護士費用減額	○ 5%	○ 10%	○ 20%
顧問契約の表示	○	○	○

オプションのご案内 — 内部通報窓口 —

月額1万円(税別)~

内部通報とは、会社内でセクハラ・パワハラ被害にあった、コンプライアンスに違反する行為を発見したというような場合に、会社の従業員が組織内部の窓口に対して、匿名あるいは実名でこれらの行為を通報することを言います。ただ、組織内部の窓口では通報が責任ある立場にある者まで届くのが従業員が不安に思うことがあります。このような場合、会社外にあり社内からの圧力を受けることがない法律事務所であれば、従業員が安心して内部通報をすることができます。

※契約書は、日本語チェックが法律相談3回・日本語作成が法律相談5回・英語チェックが法律相談5回・英語作成が法律相談8回分となります。
 ※契約書のチェック・原案作成後のやり取りは、法律相談1回分となります。
 ※契約書が大部の場合、別途費用がかかる場合があります。
 ※法律相談が上記の件数を超える場合、顧問料の値上げをお願いすることがあります。
 ※従業員の法律相談は同一テーマについて2回までは無料です。
 3回目以降は有料になりますが、顧問会社様の了解を得た場合は、会社の法律相談として相談を続けることが可能です。

多いご利用方法 — ご相談・契約書のチェック —

顧問会社様からのご依頼で一番多いのが、様々な法律の適用についてのご相談と契約書チェックです。

ご相談についてはメールによるものが多く、ご質問全体の約70%を占めています。
 その他は、電話、オンライン、ご来所いただいでのご相談です。

契約書のチェックもメールによるものが圧倒的です。チェック後、コメントを付けてメールで回答します。

遠方企業でも対応可能 — メール等の活用 —

当事務所はメールによるやりとりが非常に多いです。
 Web会議システムを使用することもできるので、顧問会社様にとって当事務所との距離はほとんど問題になりません。

当事務所の顧問会社様は埼玉県全域に及んでいますし、中には中国地方にある上場企業、東北地方、群馬県などの企業もあります。

これらの会社ともほとんどがメールによるやりとりで、稀に電話・Web会議システムで話をするため、まったく問題はありません。

お困りではありませんか？

既に顧問弁護士がいるが、その弁護士に不満を持っている
法律問題も増えてきたので、顧問弁護士を持ちたい

企業の経営者の方が、弁護士に対して持つ不満には、下記のようなものがあるのではないのでしょうか。

電話しても弁護士がいない… 折り返しの連絡がない… レスポンスが遅い… 専門分野が分からない…
「先生」という感じで相談しにくい… 料金がはっきりしない… 法的には無理だと言うだけで一緒に考えてくれない…

当事務所は、業種ごと、顧問会社様ごとに担当弁護士を決め、メールや Web 会議システム等を活用し、スピーディーに回答・対応いたします。

当事務所と新たに顧問契約をしていただく企業様の約半数は、過去に顧問弁護士がいた企業様です。

顧問契約について

顧問契約についてご関心のある方は、当事務所まで、電話、ファックス、メールなどでお気軽にお問い合わせください。

メールでのお問い合わせ：右記 QR コードを読み込み、必須項目をご記入してください。
ファックスでのお問い合わせ：下記項目を全てご記入後、当事務所にファックスしてください。

お問い合わせ用
メールフォーム
はこちら▶



当事務所ファックス番号

048-649-4632

※下記項目に☑チェックをつけてください。

- 顧問契約の内容について聞きたいので電話が欲しい。
- メールで顧問契約書のひな形が欲しい。
 - ビジネスコース
 - プレミアムコース
 - プラチナコース
- 顧問契約を締結したいので、顧問契約書を郵送して欲しい。
- 訪問して顧問契約の説明を聞きたいので、日程の連絡が欲しい。
- その他

※下記項目をご記入ください。

貴社名
ご担当者名
ご住所
電話番号
ファックス
メール



弁護士法人 **グリーンリーフ法律事務所**
EXPERTS

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
大宮JPビルディング14階（JR大宮駅西口徒歩5分）
Tel:048-649-4631 / Fax:048-649-4632



0120-25-4631

受付時間 平日 9:00-20:00 / 土曜日 9:00-17:00

